

平成30年度愛知県障害者雇用優良企業等表彰要領

1 趣旨

この要領は、愛知県障害者雇用優良企業等表彰に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 表彰の概要

(1) 表彰の目的

障害者を積極的に多数雇用している事業主に対し愛知県知事表彰を行い、その努力を讃えるとともに、これを県民に周知し、民間における障害者の雇用の促進と職業の安定を図る。

(2) 表彰の方法

表彰は、知事が賞状を授与して行う。

(3) 表彰の対象

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構愛知支部、愛知県経営者協会、愛知県中小企業団体中央会、愛知県商工会議所連合会及び愛知県商工会連合会の長（以下「推薦団体の長」という。）から推薦があった者のうち、表彰の基準を満たす、すべての事業主。ただし、特例子会社、就労継続支援事業所（A型）の事業部門、地方公共団体が出資している企業等の本表彰の目的に適さないものを除く。

(4) 表彰の基準

障害者雇用に積極的に取り組んでいる事業主で、障害者の雇用が安定しており、その成果が特に顕著なもののうち、次のいずれにも該当するものとする。

- ア 過去3年間において障害者の法定雇用率を超えていること。
- イ 直近の6月1日現在において常用の障害者を3人以上雇用していること。(実人数)
- ウ 過去5年において常用の障害者を新たに採用していること。
- エ 過去3年において自らの責任による労働災害を起こしていないこと。
- オ 過去3年において労働関係法令に違反したことがないこと。

3 被表彰者の決定方法

(1) 被表彰候補者の推薦

推薦団体の長は、表彰の基準に該当する者について、次により知事に推薦する。

ア 提出書類

- (ア) 愛知県障害者雇用優良企業等表彰候補者推薦書（様式1）
- (イ) 推薦調書（様式2）
- (ウ) 直近から5年分の障害者雇用状況報告書の写し、またはその情報が記載された資料

(エ) 推薦事業所の概要を表わすパンフレット等の資料

(オ) その他申請の内容を説明するのに必要な書類

※ 提出書類は原則として返却しない。

※ 雇用状況報告義務のない事業所については、あらためて作成すること。

※ 個人情報の取扱いについて

推薦調書等によって入手した個人情報は、被表彰者の選考及び表彰以外の目的には使用しない。ただし、顕彰のため、受賞者の事業所名、事業所所在地、功績の概要等を公表し、また、行政等の広報誌、ホームページ等に掲載する予定であるので、あらかじめ被推薦者に説明を行い、同意を得ること。

イ 推薦書の提出期間

7月31日（火）から10月31日（水）まで

(2) 被表彰者の選定

表彰を受けるものは、前項の推薦に基づき、予算の範囲内において知事が選定する。

4 その他

この要領の実施のため必要な事項は、別に定める。